

【別表（第4条関係）】

育成の対象とする認定資格等

番号	資格等名称	実施機関等名称
1	臨床工学技士の業務範囲追加に伴う 厚生労働大臣指定による研修（告示研修）	公益社団法人 日本臨床工学技士会
2	認定臨床工学技士（血液浄化関連）	公益社団法人 日本臨床工学技士会
3	認定臨床工学技士（集中治療関連）	
4	認定臨床工学技士（医療機器管理関連）	
5	専門臨床工学技士（呼吸治療関連）	
6	専門臨床工学技士（血液浄化関連）	公益社団法人 日本臨床工学技士会
7	専門臨床工学技士（手術関連）	
8	専門臨床工学技士（心・血管カテーテル関連）	
9	専門臨床工学技士（高気圧酸素治療関連）	
10	専門臨床工学技士（内視鏡関連）	
11	専門臨床工学技士（不整脈治療関連）	
12	集中治療専門臨床工学技士	一般社団法人 日本集中治療医学会
13	透析技術認定士	透析療法合同専門委員会
14	日本アフェレシス学会認定技士	一般社団法人 日本アフェレシス学会
15	臨床ME専門認定士	臨床ME専門認定士合同認定委員会
16	3学会合同呼吸療法認定士	3学会合同呼吸療法認定士認定委員会
17	植込み型心臓不整脈デバイス認定士	一般社団法人 日本不整脈心電学会
18	心血管インターベンション技師	一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会
19	体外循環技術認定士	4学会合同体外循環技術認定士認定委員会
20	周術期管理チーム臨床工学技士	公益社団法人 日本麻酔科学会
21	透析液安全管理責任者研修会	公益社団法人 日本臨床工学技士会
22	日本臨床工学技士会キャリアアップ研修会	公益社団法人 日本臨床工学技士会